

2025年10月1日以降始期用

りそなの住宅ローン専用火災保険

住まい

パンフレット兼重要事項説明書

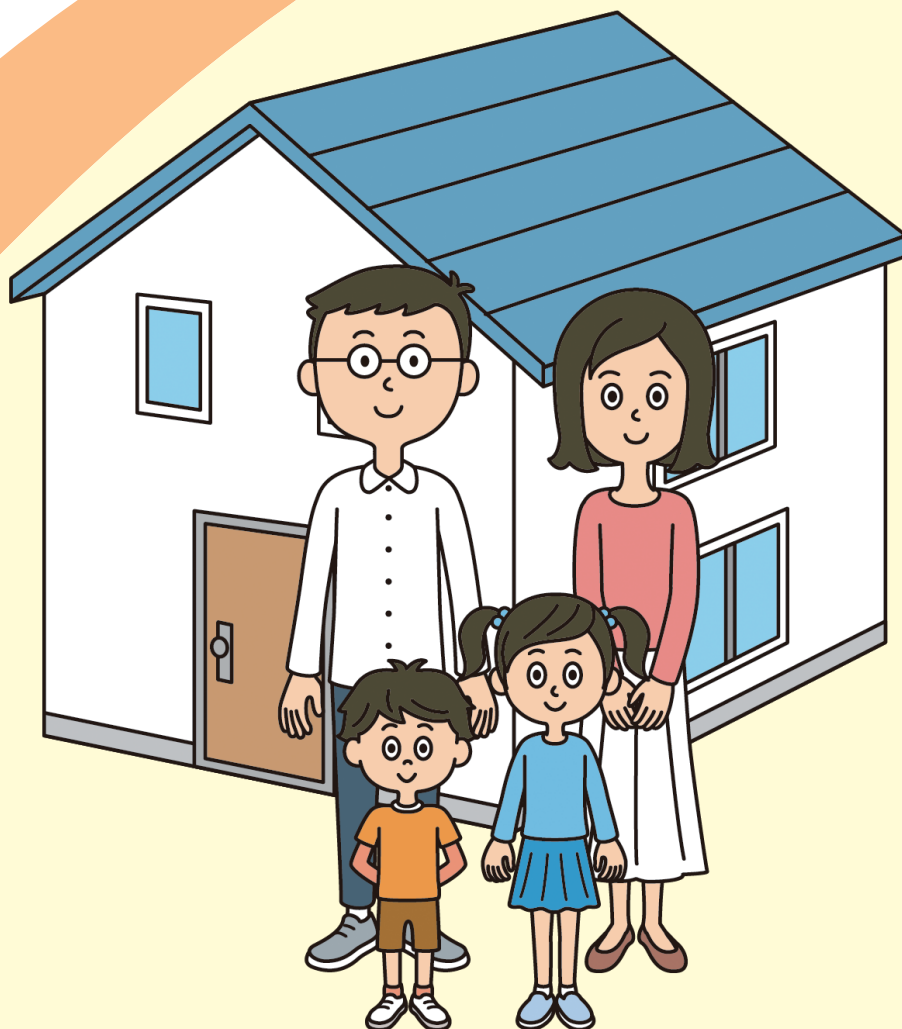
たくさんのあんしんをお届けしたい
あんしんフルカバー



東京海上日動

東京海上日動 **Total assist** 住まいの保険

本冊子は「トータルアシスト住まいの保険(金融機関等融資物件に関する特約付帯)」のパンフレット兼重要事項説明書です。



団体割引を適用!

りそな銀行・埼玉りそな銀行の住宅ローンをご利用の方を保険契約者の団体とする制度により、住宅ローンの対象建物およびその建物内に収容される家財について同じ補償内容の保険に個別に加入した場合と比較して割安です。
 ※地震保険には適用されません。

ローン完済まで自動的にご契約を継続できて安心!

保険期間を5年でご契約される場合、ご契約はローン完済予定年月をもとに設定した自動継続終了年月日を限度に自動継続いたします。そのため、契約更新手続が不要です。

再取得価額*を基準にお支払い!

保険金は再取得価額を基準にお支払いしますので建物・家財の再建や再購入が可能となります(高額貴金属等は損害発生時の市場流通価額が基準)。

* 同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額

普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容については、東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/live/covenant)にてご参照いただけます。
 お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。
 ※保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり(約款)」とあわせて大切に保管してください。

「取扱代理店」



りそな銀行 埼玉りそな銀行

商品内容

I. 契約締結前における確認事項

II. 契約締結時における注意事項

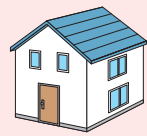
III. 契約締結後における注意事項

IV. その他ご留意いただきたいこと

V. その他当の場合に留意いただきたいこと

住まいの保険

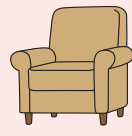
保険の対象



居住用の建物^{*1}



マンション戸室^{*2}



家財^{*3}
^{*4}

「あんしんフルカバー」はさまざまなリスクに対する補償をご用意しています。

詳しくは STEP1 → STEP2 → STEP3 の順にご覧ください。

- ^{*1} 門、塀、垣や外灯等の屋外設備装置、物置・車庫等の付属建物も保険の対象に含みます。
- ^{*2} バルコニー等の専用使用権付共用部分を含みます。
- ^{*3} 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高額貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。
- ^{*4} 家財を収容する建物と同時に引受ける場合のみ保険の対象とすることができます。

STEP 1

建物の補償 (損害保険金)



まずは、「建物」の補償をご確認ください。

火災リスク			風災リスク	水災リスク	盗難・水濡れ	
① 火災	② 落雷	③ 破裂・爆発	④ 風災、雹災、雪災 ^{*5}	⑤ 水災 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合	⑥ 車両等または建物の外部からの物体の衝突	⑦ 水濡れ

免責金額(自己負担額) 0円 ^{*6} 始期日時時点で建物の築年数が15年以上(建築年月不明を含む)の場合、風災リスクの免責金額(自己負担額)は5万円。

^{*5} 融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
^{*6} 始期日時時点で建物の築年数が30年以上(建築年月不明を含む)かつ、建物区分が「共同住宅」で区分所有建物区分が「一棟全体」である場合は、5万円～10万円(1事故目～2

等リスク

⑧ 労働争議等に伴う破壊行為	⑨ 盗難
----------------	------

免責金額(自己負担額) 5万円 ^{*6}

事故目以降)免責金額の設定が必要です。

破損等リスク

⑩ その他偶然な破損事故等

電氣的・機械的 事故リスク

⑪ 建物に付属した機械設備の電氣的または機械的故障 [*] 詳しくはP.5～6をご確認ください。
--

特約

個人賠償責任補償特約

補償を受けられる方(被保険者本人やそのご家族等)が、日常生活や住宅の管理不備等で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったとき、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまったとき、または日本国内で受託した財物(受託品)^{*7}を日本国内外で壊したり盗まれてしまったときの、法律上の損害賠償責任を補償します。

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

支払限度額(1事故あたり):国内/無制限 国外/1億円

- ^{*7} 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
- ^{*8} 未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。

＜被保険者(補償を受けられる方)の範囲＞

- 被保険者ご本人
- ①の配偶者
- ①または②の同居の親族
- ①または②の別居の未婚の子
- ①が未成年または責任無能力者である場合は、①の親権者およびその他の法定の監督義務者等^{*8}
- ②から④のいずれかの方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等^{*8}

類焼損害補償特約

ご自宅または収容される家財からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。支払限度額(1事故あたり):1億円

費用の補償

修理と密接に関わる費用を損害保険金に含めてお支払いします。

●修理費(㊦の費用)だけでなく、修理と密接に関わる費用(A・B・Dの費用)も損害保険金としてまとめてお支払いします。

台風が発生した場合の修理プロセス(例)

事故発生	被害の範囲を確認	ブルーシートで応急処置を実施	本修理を実施	スクラップを搬出・廃棄
A 損害範囲確定費用	B 仮修理費用	C 修理費	D 残存物取片づけ費用	合計
出費(例) 25,000円	55,000円	360,000円	60,000円	= 500,000円

事故が起きると修理費(㊦の費用)だけでなく、修理と密接に関わる費用(A・B・Dの費用)が発生します。トータルアシスト住まいの保険では、修理費と修理と密接に関わる費用を損害保険金としてまとめてお支払いすることで、手厚い保険金のお支払いを実現します。またお支払い時の複雑な計算を不要とし、迅速なお支払いにもつなげています。



日々の生活での安心ポイント

付帯サービスでしっかりサポート!

自賠 セット	メディカル アシスト	医療機関のご案内や医療相談など、おからだの「もしも」のときにお客様をサポートします。 詳細は裏表紙をご確認ください。	住まいの サイバー アシスト	サイバートラブルが疑われる場合等に、お電話にて提携の専門会社にご相談いただけます。 詳細はP.4をご確認ください。
自賠 セット	介護 アシスト	介護に関するご家族の負担を軽減するサービスをご提供します。 詳細は裏表紙をご確認ください。	緊急時 助かる アシスト	カギのトラブル対応サービスや水回りのトラブル対応サービスをご提供します。 詳細はP.8をご確認ください。

STEP 2

家財の補償 (損害保険金)



次に大切な「家財」の補償もご検討ください。建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。

火災リスク			風災リスク	水災リスク	盗難・水濡れ		等リスク	破損等リスク	電氣的・機械的 事故リスク	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪

免責金額(自己負担額) 0円 ^{*6} 始期日時時点で建物の築年数が30年以上(建築年月不明を含む)かつ、建物区分が「共同住宅」で区分所有建物区分が「一棟全体」である場合は、5万円～10万円(1事故目以降)免責金額の設定が必要です。

^{*6} 始期日時時点で建物の築年数が30年以上(建築年月不明を含む)かつ、建物区分が「共同住宅」で区分所有建物区分が「一棟全体」である場合は、5万円～10万円(1事故目～2

上記の費用を損害保険金に含めてお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5万円 ^{*6}

事故目以降)免責金額の設定が必要です。

^{*9} 家財の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。

(補償されません)

STEP 3

(地震) (噴火) (津波)

【お支払い例】

さらに、地震保険のご契約をご検討ください。

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波による損害(火災・損壊・埋没・流失)に対して保険金をお支払いします。

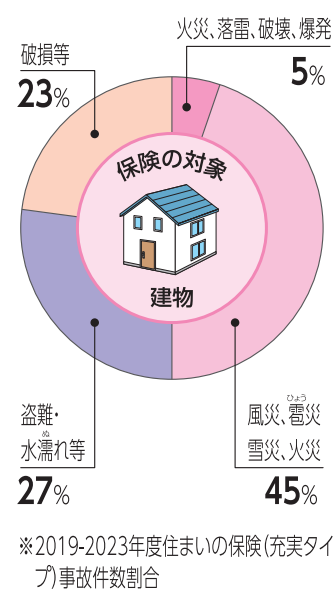
地震による倒壊	地震による火災	津波による流失
---------	---------	---------

損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の100%(時価が限度)
大半損	地震保険金額の60%(時価の60%が限度)
小半損	地震保険金額の30%(時価の30%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)

^{*}5年自動継続方式の場合の保険料のお支払方法は5年毎の自動継続(口座振替)となります。口座振替は、りそな銀行／埼玉りそな銀行の口座からの引落としとなります。

住まいの保険の事故件数割合

下記のデータを参考に補償内容をご検討ください。



地震保険で被災後の生活再建をサポートします! (原則自動セット)

住まいの保険では、地震リスクによる損害は補償されません。地震リスクに備えるには、地震保険をご契約いただく必要があります。

家財にも地震保険をプラスして、地震の備えも万全

地震に強い建物であっても、家具類の転倒・落下等により、「建物」よりも「家財」の方が損害の程度が大きくなることがあります。

商品内容

I. 契約締結前におけるご確認事項

II. 契約締結時におけるご注意事項

III. 契約締結後におけるご注意事項

IV. その他留意いただきたいこと

V. その他お問い合わせください

事故が起きた際には、**損害保険金**と**費用保険金**をお支払いします。^{*1*2}

*1

特約をご契約いただく場合には、上記とは別に保険金をお支払いする場合があります。

*2

損害保険金と費用保険金どちらか一方のみのお支払いとなる場合もあります。

動画で
check!

事故の際に修理費を補償する損害保険金

損害保険金として補償される修理費には、修理にかかる費用だけでなく、修理と密接に関わる費用（以下 **a. ～ c.** の費用）も含まれます。

建物や家財の修理にかかる費用	a. 損害範囲確定費用	修理に際し、損害の範囲を確定するために必要な調査費用	具体的な修理プロセスについては、P.1のSTEP ①をご参照ください。
	b. 仮修理費用	災害によって屋根や窓、ドア等が破損し、本修理を行うまでの間、早急に修理する必要がある場合の仮修理費用	
	c. 残存物取片づけ費用	修理に際し、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用	
上記 a. ～ c. の費用を含めた損害保険金の額が支払限度額（保険金額）を超えた場合でも ^{*3} 、 「支払限度額（保険金額）×2倍」^{*4}まで補償します！			

^{*3} 損害保険金から上記 **a. ～ c.** の費用を除いた金額は、支払限度額（保険金額）が限度となります。
^{*4} 下記の **A ～ C** の費用保険金も含めて「支払限度額（保険金額）×2倍」が限度となります。

修理費以外の様々な費用を補償する費用保険金

事故が起きた際、損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。

※ **A ～ C** の費用の合計額は損害保険金の額を上限とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします（損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします。）。

水災初期費用保険金	豪雨等により水害等が発生すると、家屋への床上浸水被害やライフラインの供給停止により一時的に避難所での生活を強いられる等、様々な費用支出が想定されます。保険の対象が水災による損害（床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合）を受け、保険金が支払われる場合に、当座の生活資金として1事故あたり10万円をお支払いします。 ※水災初期費用補償特約は、水災リスクを補償しているご契約に自動的にセットします。
A 修理付帯費用保険金	● 損害が生じた保険の対象を復旧するために必要なその損害の原因の調査費用（損害原因調査費用） ● 損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整、試運転に必要な費用（試運転費用） ● 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（仮設物設置費用） ● 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用（残業勤務・深夜勤務などの費用）
B 損害拡大防止費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用（消火薬剤のつめかえ費用等）
C 請求権の保全・行使手続費用保険金	他人に損害賠償の請求ができる場合、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用
D 失火見舞費用保険金	保険の対象から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用。1事故1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故あたり支払限度額（保険金額）の20%を限度とします。
E 水道管凍結修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用。1事故あたり10万円を限度とします。
F 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象である建物または家財が以下の損害を受けた場合に、支払限度額（保険金額）の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。 建物:半焼以上（20%以上の損害） 家財:家財を収容する建物が半焼以上（20%以上の損害）または家財が全焼（80%以上の損害）

賠償責任等その他のリスクに備える 特約

オプション（追加の補償）もご用意しています。
ご契約の際には、それぞれ支払限度額を設定いただきます。

主な特約（オプション）	補償するリスク	支払限度額（1事故あたり）
賠償事故に備える 個人賠償責任補償特約	補償を受けられる方（被保険者本人やそのご家族等）が、日常生活や住宅の管理不備等で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったとき、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまったとき、または日本国内で受託した財物（受託品） ^{*1} を日本国内外で壊したり盗まれてしまったときの、法律上の損害賠償責任を補償します。 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。	国内:無制限 国外:1億円
被害事故と加害事故^{*2}に備える 弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）	補償を受けられる方（被保険者本人やそのご家族等）が、日本国内で発生した急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を含みます。）によって被った身体の障害または財物の損壊等について、相手方に法律上の損害賠償請求をするための弁護士費用および法律相談費用を補償します。	300万円 （1事故・1被保険者あたり）
事故の際に必要なとなる諸費用に備える 臨時費用補償特約	事故 ^{*3} によって損害保険金が支払われる場合に必要となる様々な臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。 臨時費用のお支払いの対象となる事故を限定することもできます。	保険の対象（建物や家財）ごとに支払限度額（保険金額）の10%または100万円のいずれか低い額
近隣へ類焼した場合に備える 類焼損害補償特約	ご自宅または収容される家財からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。	1億円
不正アクセス等のサイバー攻撃に備える ホームサイバーリスク費用補償特約^{*4}	住宅内のネットワーク構成機器・設備（パソコン、スマートフォン、IoT機器 ^{*5} 等）が、不正アクセス等のサイバー攻撃を受け、セキュリティ事故に対応するために負担した修理費用やデータ復旧費用（①）、セキュリティ事故の再発防止のために支出した必要かつ有益な費用（②） ^{*6} を補償します。	①:30万円 ②:3万円
特約に自動セット + 住まいのサイバーアシスト （無料電話相談サービス） ● インターネット等のサイバートラブルに関する相談サービス ● マルウェア（不正プログラム）のリモート駆除サービス ※ご利用条件やご注意事項等は、「ご契約のしおり（約款）」に記載の「住まいのサイバーアシスト利用規約」をご参照ください。 ※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。		
特定設備の水災補償を拡充する 特定設備水災補償特約（浸水条件なし）	水災による損害の程度にかかわらず、ご自宅の空調・冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備、給湯設備および昇降設備等の特定の機械設備について、水災によって生じた損害を補償します。	100万円
建物の電氣的・機械的事故に備える 建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約^{*7}	建物の機械設備について、電氣的事故（ショート、アーク、スパーク、過電流等）または機械的事故によって損害（折損、変形、焦損、炭化等） ^{*8} が生じた場合の修理費用を補償します。免責金額（自己負担額）は、破損等リスクの免責金額と同額となります。	建物の支払限度額（保険金額）

住宅修理サービス業者とのトラブル防止につなげます

近年、お客様に対して「保険金の使い道は自由」と言って業者が勧誘し、偽装事故や経年劣化等の本来は保険金の受け取れない損害に対しても保険金請求を促し、お客様に法外な手数料を請求する等のトラブルが発生しています。
建物の保険金支払いに修理・復旧を要件とする「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットすることで、業者が関与する偽装事故等の不正な保険金請求が抑制され、業者とのトラブル防止につながります。

トラブル事例の詳細は、
日本損害保険協会ホームページをご参照ください。

詳細は P.12をご確認ください。

^{*1} 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。 ^{*2} 自動車事故のうち対人事故における刑事事件等の対応を行う場合の弁護士費用および法律相談費用を補償します。ただし、支払限度額は原則150万円（1事故・1被保険者あたり）とします。 ^{*3} 保険の対象が家財等の動産の場合は「通貨等の盗難」および「破損等」による事故を除きます。 ^{*4} 家財が保険の対象の場合にご契約いただけます。ただし、ネットワーク構成機器・設備を所有していない場合は、ご契約いただけません。また、もっぱら被保険者の職務の用に供されるネットワーク構成機器・設備は本特約の保険の対象に含まれません。 ^{*5} IoT機器とは、インターネットに接続された機器をいいます。 ^{*6} インターネットセキュリティソフトおよびホームネットワークセキュリティの購入費用をいいます。 ^{*7} 破損等リスクを補償している場合にご契約いただけます。 ^{*8} 故障の原因が自然の消耗または劣化である場合等を除きます。

3

商品内容

I. 契約締結前における確認事項

II. 契約締結時における注意事項

III. 契約締結後における注意事項

IV. その他留意いただきたいこと

V. その他お問い合わせ先

4



IHクッキングヒーター(ビルトインタイプ)が壊れてしまった!

この特約を付帯すると 機械設備等の故障も補償^{*1}

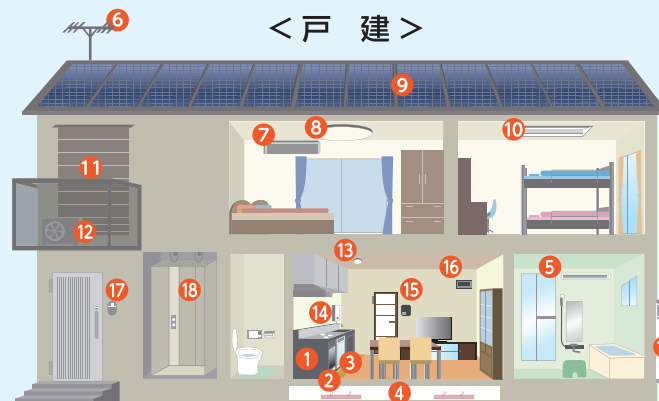
^{*1} 建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約を付帯した場合に補償されます。

例えば、次のような事故が起きた場合、保険金をお支払いできる可能性があります。



建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約を付帯すると、
建物に付属した機械設備に電氣的または機械的事故が生じ、
故障した場合の修理費用を補償します。^{*2}

^{*2} 故障の原因が自然の消耗または劣化である場合等、故障が発生しても保険金をお支払いできない場合があります。



<戸建>



<マンション>

- ① IHクッキングヒーター(ビルトインタイプ)
- ② オープンレンジ(ビルトインタイプ)
- ③ 食器洗浄器(ビルトインタイプ)
- ④ 床暖房システム(ビルトインタイプ)
- ⑤ 浴室乾燥機
- ⑥ アンテナ設備
- ⑦ エアコン
- ⑧ 照明設備
- ⑨ 太陽光発電機
- ⑩ 空調設備(ビルトインタイプ)
- ⑪ 電動シャッター
- ⑫ エアコン室外機
- ⑬ 火災報知設備
- ⑭ 給湯器
- ⑮ 盗難防止装置警報装置等
- ⑯ 分電盤
- ⑰ インターフォン
- ⑱ ホームエレベーター

- ① IHクッキングヒーター(ビルトインタイプ)
- ② オープンレンジ(ビルトインタイプ)
- ③ 食器洗浄器(ビルトインタイプ)
- ④ 床暖房システム(ビルトインタイプ)
- ⑤ 浴室乾燥機
- ⑥ エアコン
- ⑦ 照明設備
- ⑧ 空調設備(ビルトインタイプ)
- ⑨ 電動シャッター
- ⑩ 火災報知設備
- ⑪ 給湯器
- ⑫ 盗難防止装置警報装置等
- ⑬ 分電盤
- ⑭ インターフォン
- ⑮ 24時間換気システム
- ⑯ 人感センサー
- ⑰ 温水洗浄便座(ビルトインタイプ)

ご注意点

【保険の対象にならない主なもの】

- 家庭用電化製品(家財に該当するもの)^{*3}、洗濯機、冷蔵庫
- 可搬式、移動式の機器^{*4}
- 電球類
- 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型その他の型類

^{*3} 持ち家の場合、エアコンや照明設備等の建物に固着・定着している電化製品は、家財ではなく建物として取扱いますので、本特約の対象となります。

^{*4} 持ち運びができるもの、建物に固着・定着していないものをいいます。

想定事故例

建物付属機械設備	事故の概要	支払保険金
太陽光発電機	パワーコンディショナ ^{*5} 内部の回線がショートし、電力を交換することができず、結果として発電ができなくなった。 ^{*5} 太陽電池で発電した直流電力を交流電力に交換する装置	2,338千円
太陽熱利用給湯システム	熱交換が十分に行われない状況になった。原因調査の結果、蓄熱槽内の熱交換器U字管に亀裂が発生していたことが判明した。	1,936千円
電動シャッター	シャッターが下部20cm程度開放したまま完全に閉まらなくなった。巻取りシャフトが破損していた為、修理を必要とした。	1,030千円
床暖房システム	電気式床暖房システムで床が暖まらなくなってしまった。原因調査の結果、電熱線の回線がショートしていたことが判明した。	425千円
電気温水器	マンションのベランダに設置した電気温水器が故障し、修理を必要とした。	215千円

お支払いする損害保険金は

損害額(修理費) — 免責金額(自己負担額)^{*6}です。

(支払限度額(保険金額)を上限とします^{*7}。)

^{*6} 免責金額(自己負担額)は、5万円です。

^{*7} 「残存物取片づけ費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」を含めた損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超える場合は、「修理付帯費用保険金」「損害拡大防止費用保険金」「請求権の保全・行使手続き費用保険金」と合わせて、支払限度額(保険金額)の2倍を限度にお支払いします。ただし、上記の費用と費用保険金を除いた額は、支払限度額(保険金額)を上限とします。

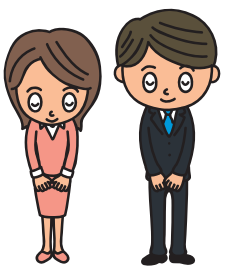
保険金をお支払いできない主な損害

- 保険の対象のメーカーや販売店等が被保険者(補償を受けられる方)に対し法律上または契約上の責任^{*8}を負うべき損害
- 自然の消耗または劣化^{*9}によって生じた損害
- ねずみ食いまたは虫食い等によって生じた損害
- 保険の対象に対する加工^{*10}、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 不当な修理や改造によって生じた事故によって生じた損害
- 消耗部品(乾電池、充電電池、電球、替刃、針等)および付属部品の交換によって生じた損害 等

^{*8} メーカー保証や販売店等の延長保証がある場合、その保証制度に基づくメーカーや販売店等の責任を含みます。

^{*9} 保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

^{*10} 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。



本特約で補償される期間のイメージ

	保険始期	保険満期
設備A	メーカー保証	
設備B	メーカー保証	販売店の延長保証
設備C	メーカー保証	交換 メーカー保証
設備D	追加 メーカー保証	

メーカーや販売店等の保証制度で補償される期間

本特約で補償される期間

メーカー保証や販売店等の延長保証により補償される損害は、本特約の補償対象外となります。

住まいの保険

保険の対象



家財

* 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高額貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。

家財補償特約

建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません！
大切な「家財」の補償もご検討ください。

「家財」の値段は予想以上に高額です！

子供部屋

- 学習用具(机、本棚等2人分)・・・13万円
- 寝具(2人分)・・・11万円
- 衣類(2人分)・・・72万円
- おもちゃ一式・・・25万円
- ファンヒーター・空気清浄機等・・・17万円
- その他・・・30万円

計168万円

和室

- 和洋ダンス(各1)整理ダンス(x2)・・・31万円
- 婦人和服・・・102万円
- 紳士婦人コート、スーツ、他衣類・・・372万円
- 寝具(客用含む)・・・11万円
- 本棚・書籍・・・17万円
- 化粧台・化粧品一式・・・6万円
- その他・・・120万円

計659万円

居間

- 応接セット、サイドボード等・・・48万円
- テレビ・DVDレコーダー等・・・25万円
- ファンヒーター・空気清浄機等・・・25万円
- パソコン・プリンタ等・・・46万円
- その他・・・29万円

計173万円

台所、浴室

- 食器戸棚(x2)・・・20万円
- 冷蔵庫・オープン・・・20万円
- 食器類・調理器具・・・46万円
- 食堂テーブル・イス・・・5万円
- 洗濯機・ランドリー・・・13万円
- その他・・・32万円

計136万円

合計1,136万円

※持ち家にお住まいの方の一例です。再取得価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)で算出したものです。

<家財補償特約は>

高額貴金属等*を自動補償

家財を保険の対象とした場合、高額貴金属等*が1事故あたり合計100万円まで、明記しなくとも自動的に補償されます。

*高額貴金属等とは「貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の再取得価額が30万円を超えるもの」をいいます。

分かりやすい口数方式

「1口:100万円」とし、お客様がご希望される支払限度額(保険金額)を口数で設定いただけます。事故が発生した場合には、設定した支払限度額の範囲内で実際の損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いてお支払いします。



ご注意

- 口数(支払限度額)は、お客様が所有されている家財の実態に合わせて適切な口数を設定してください。実態よりも多い口数を設定しても、保険料が無駄になってしまいますのでご注意ください。
- 高額貴金属等についてお支払いする保険金は、損害が生じた時点における保険の対象と同等のものの市場流通価額を基準としてお支払いします。
- ご希望により、高額貴金属等の支払限度額(保険金額)を500万円または1,000万円へ増額することができる場合もございます。

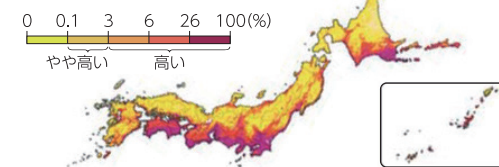
地震等による損害を補償する地震保険

動画でcheck!



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害に備えて、地震保険をご契約ください(原則自動セット*1)。建物と合わせて、家財もセットでご契約ください。

地震は日本全国
いつ・どこで
発生するか
分かりません!



2023年版確率論的地震動予測地図(確率の分布)の例

今後30年間に震度6弱*2以上の揺れに見舞われる確率
(出典) J-SHIS地震ハザードステーション
防災科学技術研究所

*1 ご契約されない場合は、申込書等へのご署名が必要になります。

*2 震度6弱では、耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物において、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがあります。

地震等による火災は、火災保険では補償されません。したがって、地震に備えるには地震保険が必要です。
次のものに地震保険を契約できます。



建物

※住居のみに使用される建物および併用住宅



家財

※30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません。

火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火・津波	×	○
上記以外	○	×

※地震等により延焼・拡大した火災損害も補償されません。
なお、地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。

●保険金額 建物・家財ごとに火災保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲内

●保険金額の限度額 建物:5,000万円・家財:1,000万円

※併用住宅の場合、その建物に収容される家財以外の動産(設備・什器や商品・製品等)は保険の対象となりません。

※1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属)、屋外設備装置等は保険の対象となりません。

※地震保険について、2007年1月から「地震保険料控除」が創設され、地震保険にご加入になることで、所得税(国税)および個人住民税(地方税)において税制上のメリットを受けることができました。詳細は取扱代理店または東京海上日動にお問い合わせください。

事故の再発防止策を ご提供する



火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故の再発防止策をご提供する「住まいの選べるアシスト特約」もご用意しています。

※「住まいの選べるアシスト特約」は、火災・盗難時再発防止費用補償特約のペットネームです。

住まいの 選べる アシスト

補償メニュー一覧
等の詳細はこちら



火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故に遭われ、住まいの保険の損害保険金が支払われる場合に、所定の補償メニューの中からお好みの再発防止策*1をお選びいただけます(1事故につき20万円が限度となります。)。補償メニューの手配から費用のお支払いまで、サポートデスクが行います。

発生した事故	補償メニュー(例)
火災、落雷、破裂・爆発	●IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置 ●家庭用スプリンクラーの設置 等
盗難	●防犯カギ、補助錠、防犯フィルムの設置 ●ガラス破壊検知器の購入 等
共通(火災、落雷、破裂・爆発または盗難)	●防犯カメラ・センサー装置の設置 ●ホームセキュリティサービスの実施 等

*1 ご自身で所定の再発防止費用を負担された場合も、保険金のお支払対象となります。

※ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。

緊急時助かるアシスト

住まいの選べるアシスト特約に自動セット



カギのトラブル
対応サービス
(1年間に1回限度)

カギを紛失した場合またはカギの盗難に遭った場合に、専門会社による緊急開錠を行います。盗難の場合は、カギとシリンダー錠の交換も行います。
※出張料と作業料は無料です。カギの紛失の場合、カギと錠の交換に関する費用はお客様負担となります。



水回りのトラブル
対応サービス
(1年間に1回限度)

水回りのトラブル(トイレのつまり、台所・浴室・洗面所のパイプのつまり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れ等)が発生した場合に、専門会社による応急処置を行います。
※出張料と応急処置作業料は無料です。部品代、高圧洗浄等の特殊作業に関する費用、本修理費用はお客様負担となります。
※水漏れで生じた汚れには、ハウスクリーニング会社を無料でご紹介いたします。ハウスクリーニング費用はお客様負担となります。

※ご利用条件やご注意事項等の詳細は、「ご契約のしおり(約款)」に記載の「緊急時助かるアシスト利用規約」をご参照ください。

※水道修理業者等から高額な費用を請求されたというトラブルが増加しています。「緊急時助かるアシスト」では、東京海上日動が提携会社を手配しますので、安心してご利用いただけます。

- ご自身で手配された場合は、対象外となります。
- 提携会社を通じたサービスであり、離島等、一部地域や、集中豪雨等のやむをえない事情によって、サービスの着手までに時間がかかる場合や、サービスをご提供できない場合があります。

※各補償メニュー・サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

「東京海上日動マイページ」でもっと便利に安心をお届け！



ダウンロードはこちら

アプリで保険証券を管理

住まいの保険以外のご契約もまとめて一元管理でき、証券を持ち出すことなくご契約内容を確認できます。また、一部の契約内容変更も手続き可能です。

事故時のご連絡や保険金請求がスムーズ

アプリ上で事故時のご連絡や、事故対応の状況確認等ができます。被害状況の写真や見積書のご提出も可能です。

防災・減災に関する情報をメールでご提供



台風等の事故の回避や被害軽減に関する情報、冬季に起こりやすい水道管凍結や大雪に関する注意喚起情報(アラート)をメールにてご提供します。(メール配信を希望される方はどなたでも登録が可能です。詳細は東京海上日動のホームページをご確認ください。)



※各サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

住まいの保険をご契約いただくにあたって

① 被保険者(補償を受けられる方)について

保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合は、すべての所有者をご指定ください。個人賠償責任補償特約等をご契約される場合は、別途被保険者本人1名をご指定ください。

② 建物の所在地について

ご契約者住所と異なる場合は、必ずご契約者住所とは別にご指定いただきます。

③ 建物の用途(物件種別)について

住まいの保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。

専用住宅

住居のみに使用する建物です。

併用住宅

住居として使用するとともに、店舗や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物です。用途(事業等の内容)に応じてご契約時に必ず職作業区分を選択していただきます。

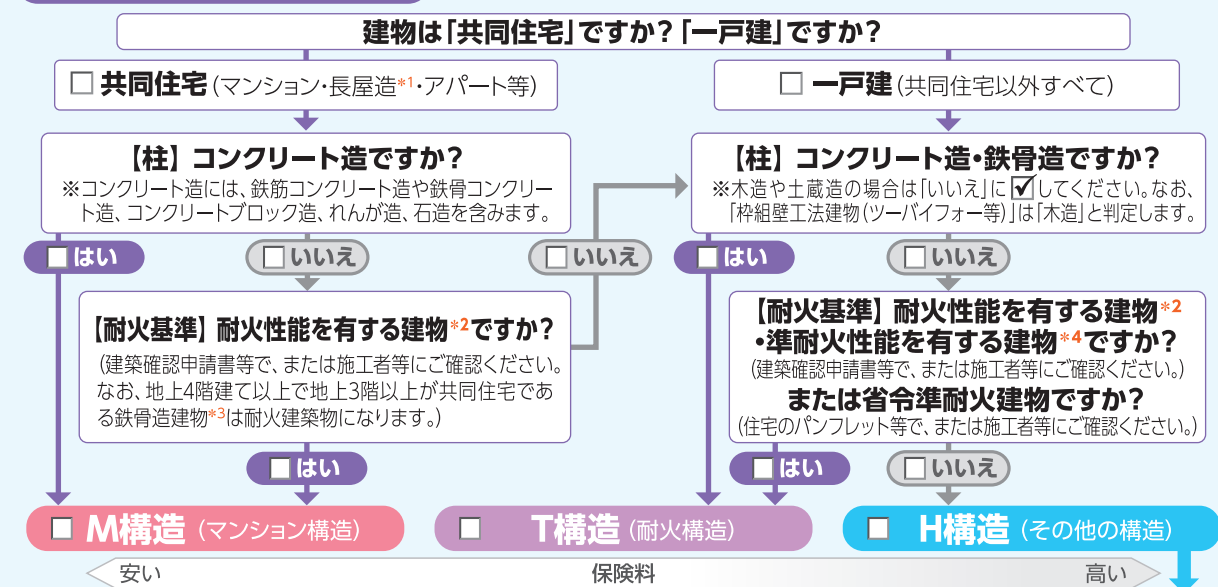
※家財が常時備えられ、別荘や別宅等、一時的に住居として使用される建物は「専用住宅」、将来住居として使用する予定があり常時住居として使用できる状態の空家は「併用住宅」となります。住居として使用する予定のない空家については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

④ 建物の構造級別について

【柱】の種類、建物の性能に応じた【耐火基準】により決定します。以下のフローチャートにしたがってご確認ください。

構造級別判定フローチャート

フローチャートにしたがい☑してください。



前契約の満期に合わせてご契約を更新される場合にのみご確認ください。
上記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり代理店または東京海上日動までお申出ください。
①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物 ②土蔵造建物

❗「耐火性能を有する建物^{*2}」、「準耐火性能を有する建物^{*4}」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

^{*1} 長屋造にはテラスハウスを含みます。

^{*2} 耐火性能を有する建物には、「耐火建築物」、「耐火構造建築物」、「主要構造部^{*5}が耐火構造の建物」、「主要構造部^{*5}が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準^{*6}に適合する構造の建物」が該当します。

^{*3} 特定避難時間倒壊等防止建築物を除きます。

^{*4} 準耐火性能を有する建物には、「準耐火建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」が該当します。

^{*5} 建築基準法施行令に定める「防火上及び避難上支障がない主要構造部」を有する場合には、その部分以外の主要構造部をいいます。

^{*6} 2024年4月改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面(P.10~18)の受領印も兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動(以下弊社といいます。)ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、**特にご注意ください事項**



該当するご契約者にご確認いただきたい事項

I 契約締結前におけるご確認事項

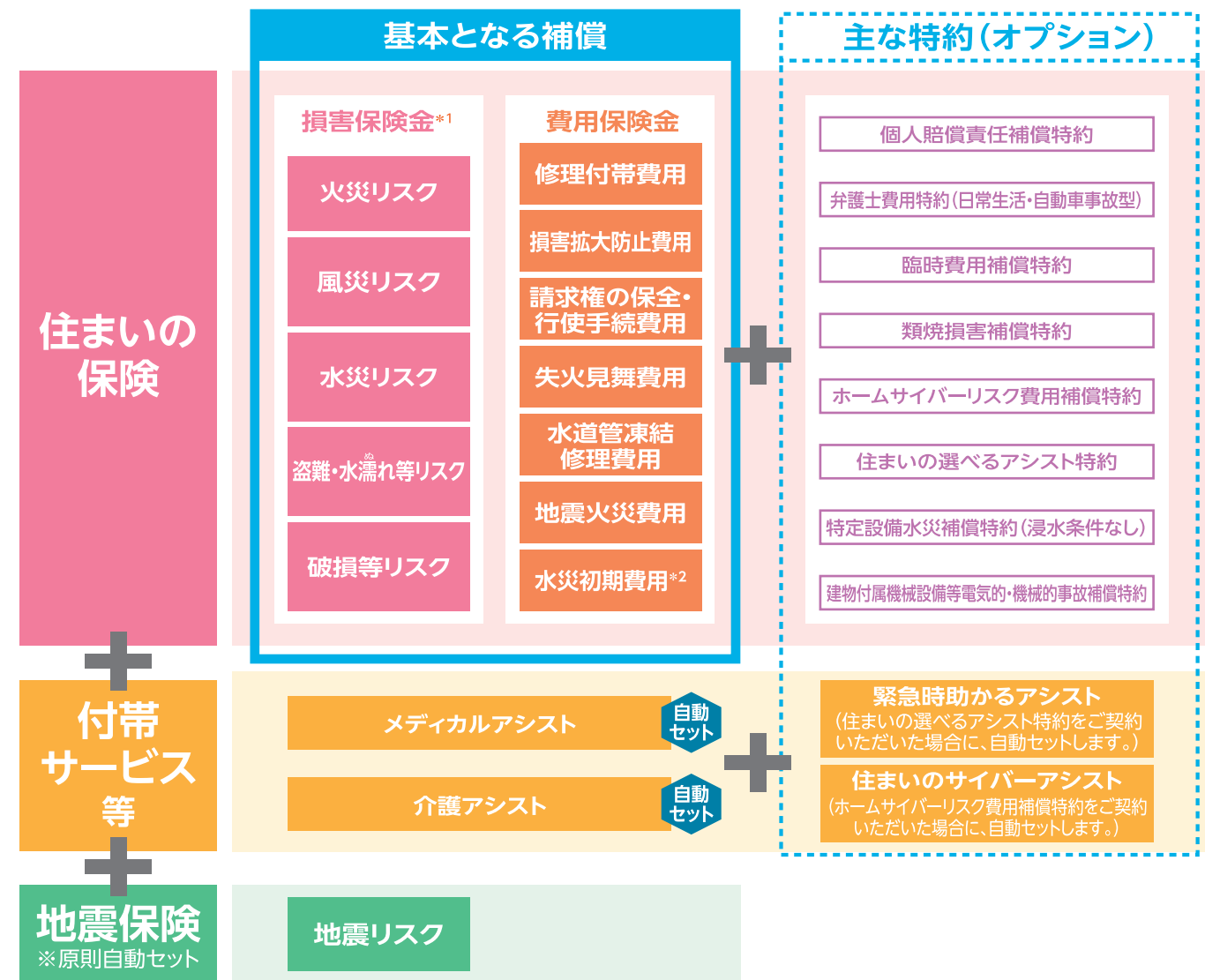
1 商品の仕組み

契約概要

Total assist 住まいの保険

基本となる補償、ご契約者のお申し出により任意にご契約いただける特約(オプション)等は以下のとおりです。

❗ 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。



^{*1} 損害保険金には、修理と密接に関わる費用(残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用)を含みます。

^{*2} 水災初期費用補償特約は、水災リスクを補償しているご契約に自動的にセットします。

商品内容

I. 契約締結前におけるご確認事項

II. 契約締結時におけるご注意事項

III. 契約締結後におけるご注意事項

IV. その他ご留意いただきたいこと

V. その他ご留意いただきたいこと

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要 注意喚起情報

保険期間は2年から5年の整数年で設定してください。弊社の保険責任は、始期日の午後4時(申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、支払限度額(保険金額)、保険期間、免責金額(自己負担額)、建物の所在地^{*1}、構造、建物区分、区分所有建物区分、築年数^{*2}等に応じて異なります。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件(保険期間や免責金額等)を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

^{*1} 水災を補償するときは、「水災等区分」を判定し、申込書や保険証券等に表示しています。

^{*2} ご申告いただいた「建築年月」から「保険始期年月」までの年数で判定します。なお、1年未満の端月数は切り捨てます。また、「建築年月」のうち建築月のみが確認できない場合は、建築月を「1月」とみなして築年数を判定します。建築年が確認できない場合は、最も高い水準の保険料を適用します。

水災等区分とは

- 建物の所在地における水災リスクの危険度を表す区分で、リスクが低い順から「(低)1等地・2等地・3等地・4等地・5等地(高)」(5区分)となります。
- 本区分は2023年6月1日時点の市区町村に基づき判定を行っているため、それ以降に市区町村の合併等があった場合、水災等区分の判定用住所と物件所在地の住所表記が異なる可能性があります。
- 外水氾濫だけではなく内水氾濫や土砂災害等も含めた水災リスク全体に基づき市区町村単位で設定しているため、国土交通省が提供する「重ねるハザードマップ」(<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>)等の一般的なリスク情報の危険度とは一致しないことがあります。また、水災等区分が低い市区町村においても水災が発生する可能性はあります。

② 保険料の払込方法等

契約概要 注意喚起情報

払込方法は「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」(→  「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」によりご契約されるお客様へ(P.18))による一時払等となります。

※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。口座振替の場合は払込期日の翌々月末まで(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。)払込猶予がありますが^{*3}、この払込猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

^{*3} ただし、「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」による払込みの場合で、集金者を經由せず、ご契約者から直接弊社に払込みいただく場合には払込みの猶予はございませんのでご注意ください。

4 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み

契約概要 注意喚起情報

住まいの保険では、地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときは保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。).

地震等による損害については、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります(住まいの保険のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。).地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険未加入時のご確認欄(地震保険確認欄)」にご署名(法人の場合はご捺印)が必要です。

② 保険の対象

契約概要

保険の対象をお選びください



居住用の建物
(マンション戸室
も含みます。)



家財^{*1}_{*2}

※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

^{*1} 保険の対象は、居住用の建物に収容されている家財(生活用動産)です。

^{*2} 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)は保険の対象となりません。

③ 補償内容

契約概要 注意喚起情報

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%・60%・30%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。).

損害の程度	認定の基準※1					お支払いする保険金の額
	建 物			家 財		
全 損	主要構造部の損害額が	建物の時価の 50%以上	焼失または流失した面積が	建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が	地震保険保険金額の100% (時価が限度)
大半損		建物の時価の 40%以上50%未満		建物の延床面積の 50%以上70%未満		地震保険保険金額の60% (時価の60%が限度)
小半損		建物の時価の 20%以上40%未満		建物の延床面積の 20%以上50%未満		地震保険保険金額の30% (時価の30%が限度)
一部損		建物の時価の 3%以上20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない建物 が、床上浸水または地盤面より45cm を超える浸水を受け損害が生じた場合		地震保険保険金額の5% (時価の5%が限度)

^{*1} 認定方法については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

※1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円(2025年4月現在)を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。

〈ご参考〉

東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

※地震保険をセットする住まいの保険の保険の対象である建物に門・塀・垣、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の支払限度額(保険金額)にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、ご契約の代理店または弊社にその旨ご相談ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要 注意喚起情報

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害 等

⑤ 保険期間

契約概要

住まいの保険の保険期間にあわせてご契約いただきます。

⑥ 引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

契約概要

- 地震保険の保険金額は建物、家財ごとに、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」、「建築年割引」を適用できる場合があります(→  「保険料の割引(P.17)」)。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

※地震保険の限度額の適用単位は「同一敷地内」ごととなります。既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

5 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「➡Ⅲ-1 通知義務等(P.15)」をご参照ください。

【告知事項・通知事項】

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

★	他の保険契約等 ^{*1}
☆	所在地、物件種別、職作業、耐火基準、柱(建物構造)、建物区分(一戸建住宅／共同住宅)、区分所有建物区分(専有のみ／専有+共有／一棟全体) ^{*2} ^{*3} 、建築年月

- ※1 この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
- ※2 マンション等、保険の対象である建物を区分所有している場合で、専有部分およびベランダ等の専用使用権付共用部分のみを対象範囲とするときは「専有のみ」、専有部分および共用部分の共有持分を対象範囲とするときは「専有+共有」とします。また、保険の対象である建物全体を所有している場合は「一棟全体」とします。
- ※3 区分所有建物区分を「一棟全体」と他の区分間で変更する場合のみ、通知事項となります。

【建築年月について】

「建物完成年月」（建物の建築工事が完了した年月）をご申告ください。「建築確認年月」（住宅着工前に、行政による建築基準法令への適合が確認された年月）を建築年月としてご申告いただくこともできますが、「建物完成年月」をご申告いただいた方が保険料が安くなる場合がありますので、「建物完成年月」を優先的にご申告ください。

2 クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約（クーリングオフ）を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。弊社およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。弊社宛に必ず郵便（消印有効。普通便で可。）または弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）経由（発信日有効）で通知ください（ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。）。

【クーリングオフできない場合】

- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- インターネット等による通信販売に関する特約により申し込まれたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）等

<記入例>

下記の保険契約をクーリングオフします。	郵便はがき 8[1][2]-8[6][8][4]
申込人住所 氏名 電話 自宅 () 勤務先 ()	東京海上日動火災保険株式会社 クーリングオフ受付係 行
・申込日： ・保険種類：住まいの保険 ・証券番号： ・ご契約の営業店： ・ご契約の代理店：	福岡市博多区御供所町3-21階 大博通リビジネスセンター 東京海上日動火災保険株式会社 事務アクト・シンク（株）内

III 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

- 申込書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知事項の一覧は「[➡ II-1 告知義務 \(P.14～15\)](#)」をご参照ください。

- 建物の構造または用途※1を変更した場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

※1 保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合や、住居として使用する予定のない空家になった場合は、住まいの保険をいったん解約していただき、弊社よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく場合があります。その場合、補償内容が住まいの保険と一部異なることがありますのであらかじめご了承ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】（以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。）

- 以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
 - 建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合
 - 建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合
- ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2 解約されるとき

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法※1で保険料を返還、または未払保険料を請求※2することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間※3に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

※1 割引を適用しているご契約を解約される場合、返還する保険料はそのご契約に適用している割引率を前提に算出します。

※2 解約日以降に請求することがあります。

※3 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 詳しくは、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者や被保険者（補償を受けられる方）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/）をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出は金融法人部営業第一室にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

一般社団法人 日本損害保険協会 保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

保険申請サポート業者等とのトラブルについて相談を行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人※1」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%※2まで補償されます。
 - 地震保険契約はすべてのご契約が全額補償対象となります。
- ※1 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）が対象です。
- ※2 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
 - ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
 - 質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付します。
 - 個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり※1、住まいの保険の保険料については保険料控除の対象となりません（2025年4月現在）。
- ※1 地震保険料控除の対象となるのは、控除対象年の1月から12月までに払込みいただいた地震保険料です。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
 - 住まいの保険は預金等ではなく、預金保険のお支払いの対象とはなりません。
 - この保険商品に関するお客様とお取引が、保険以外の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

金融法人部 営業第一室

TEL:03-6704-4068

受付時間：平 日 午前9時～午後5時

0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

0120-309-444

受付時間：平 日 午前9時～午後12時、午後1時～午後5時
（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

6 事故が起こったとき

建物を保険の対象とするとご契約の場合は、復旧が必要となります。
P.12の「建物を保険の対象とする場合のご注意」をご確認ください。
保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- 建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者（補償を受けられる方）または保険の対象であることを確認するための書類
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

V その他該当する場合にご確認いただきたいこと

1 保険料の割引

- 地震保険については、保険の対象である建物が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写（下表に記載しています。）をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料 ^{*1}
免震建築物割引 (50%)	免震建築物 ^{*2} に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関 ^{*3} により作成された書類 ^{*4} のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類 ^{*5} 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等 ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書 ^{*5} 例)フラット35Sの適合証明書 等 ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類 (工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します ^{*6}) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等
耐震等級割引 (等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%)	耐震等級 ^{*2} を有している建物であること	
建築年割引 (10%)	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物であること	公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 ^{*7} 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等

- ^{*1} 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
- ^{*2} 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。
- ^{*3} 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。
- ^{*4} 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。
- ^{*5} 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。
- ^{*6} 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。
- ^{*7} 「工事完了予定」「工事開始時期」等の表記で昭和56年(1981年)6月1日以降に建築されたことが分かる書類を含みます。
※上記割引率は弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

- 住まいの保険に「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」に基づく割引を適用することがあります。

なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、代理店または弊社にご相談ください。
トラブルがあった場合には、P.16の「保険金に関する災害便乗商法相談ダイヤル」にご相談ください。

2 「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」によりご契約されるお客様へ

ご契約者が賦払償還債務(住宅ローン等)を負っている銀行や信用金庫等の金融機関等と弊社との間で「保険料の集金に関する契約書(金融機関等融資物件用)」を交わしている場合で、各項目が下表の範囲に該当するときに「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」によりご契約いただけます。

項目	金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	銀行や信用金庫等の金融機関に対して、賦払償還債務(住宅ローン等)を負う債務者の方
被保険者 (補償を受けられる方) の範囲	金融機関の融資の対象である建物およびその建物に収容される家財の所有者

- 以下の理由により本特約が失効することがあります。この場合は払込方法を変更していただきます。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
 - 「保険料の集金に関する契約書(金融機関等融資物件用)」に定められた保険契約者の人数に不足する場合 等

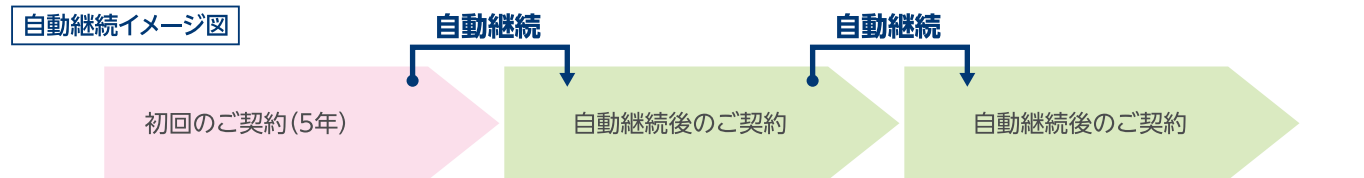
3 住まいの保険 自動継続方式

住まいの保険の保険期間を5年(払込方法は一時払)でご契約される場合は、自動継続方式^{*1}をお選びいただけます。^{*2}

初回のご契約の申込書に記載された自動継続後のご契約の払込方法および保険期間で自動的に継続いたします。

^{*1} 保険契約の自動的な更新等に関する特約(住まいの保険用)がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。

^{*2} ご契約条件により、自動継続方式をお選びいただけない場合があります。



- 各ご契約の満期日までに、「ご契約者から継続しない旨のお申出」または「弊社からご契約者へ継続しない旨の通知」がない限り、ご契約は自動的に継続されます。
- 自動継続後のご契約は、保険期間、払込方法、建物の評価額・支払限度額(保険金額)を除き、原則、継続前のご契約と同等のご契約内容で自動的に継続されます。なお、各ご契約の満期日の2か月前をめどに、自動継続後のご契約内容を記載した更新のご案内をお送りします。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、自動継続後の補償については継続日における内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることや自動継続できないことがあります。
- 自動継続後のご契約の保険料は、継続日時点の保険料率および割引率等を適用します。したがって、自動継続後のご契約の保険料は、継続前のご契約の保険料と異なる場合があります。

❗金融機関によっては5年後の自動継続時に保険料を口座振替できない場合があります。この場合、改めて払込方法等をご案内いたします。

金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)によるご契約をされるお客様へ

金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)によるご契約の場合は、申込書等に記載の自動継続終了年月日を限度に自動継続いたします。自動継続終了年月日は初回のご契約の始期日時点の賦払償還債務(住宅ローン等)の完済予定年月を基に決定されます。

※本特約が失効する場合、保険契約の自動的な更新等に関する特約(住まいの保険用)は停止となり、自動継続されません。

●付帯サービスについて

メディカルアシスト

24時間365日受付

自動セット*1



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

0120-708-110

●緊急医療相談 ●医療機関案内 ●予約制専門医相談 ●がん専用相談窓口 ●転院・患者移送手配

*1 被保険者(補償を受けられる方)が個人のご契約の場合にご利用いただけます。

介護アシスト

平日午前9時～午後5時

自動セット



お電話にて高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

0120-428-834

●電話介護相談 ●各種サービス優待紹介

www.kaigonw.ne.jp

●インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

※各サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

●「ご契約のしおり(約款)」・「保険証券」・「次回更新時のご案内」の提供方法について

Web(ホームページ)で閲覧いただく方法をおすすめしていますが、書面での閲覧をご選択いただいた場合は書面を送付します。

ご契約のしおり(約款)	「Web約款」または「冊子での送付」
保険証券	「Web証券」*1または「書面での送付」
次回更新時のご案内	「Web更新案内」*2または「書面での送付」

「Web証券」「Web更新案内」の確認方法

「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただいた場合、東京海上日動マイページでご確認いただけます。
東京海上日動マイページは、弊社ホームページまたは専用アプリ(P.9の二次元コードよりダウンロードください)からご利用ください。
なお、「Web証券」をご選択いただいた場合、原則として「変更手続き完了のお知らせ」は、東京海上日動マイページでご確認いただけます。
※「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただくお客様は、ご契約締結後や満期のご案内時等に弊社からメールをお送りするため、メールアドレスのご登録が必要です。
※「Web証券」をご選択いただいたお客様には、ご契約内容の確認方法等のご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内(ハガキまたはメール)」*3をお送りします。

*1 質権付契約で「Web証券」をご選択いただいた場合、質権者様へお送りすべき保険証券については書面で発行します。

*2 自動継続方式の場合のみご選択可能です。

*3 地震保険をあわせてご契約いただいた場合、ご契約いただいた年に払い込みいただいた地震保険料に対する「地震保険料控除証明書」を「ご契約内容の確認方法のご案内(ハガキ)」に添付して送付しますので、大切に保管してください。

かんたんリスクマップで自宅周辺の水害・地震リスクを確認!

お住まいの住所を入力するだけで、ハザードマップに加え、水害・地震リスクに関する各種情報を確認できます。

水害は河川近くや山間部だけでなく、全国どこでも起こる可能性があります。

近年、大雨による河川氾濫や土砂災害だけでなく、**市街地等における内水氾濫***1による被害が増えています。水害リスクへの備えには「トータルアシスト住まいの保険(水災補償)」をご検討ください。

*1 大量の雨水が下水道や排水施設で処理しきれず排水溝等から溢れ、住宅や道路等が冠水することをいいます。



かんたんリスクマップ

tokiomarine-nichido-bousai-report.com
スマートフォンの位置情報でも確認できます!



あしたの笑顔のために(防災・減災情報サイト)

弊社ホームページでも防災・減災に関するお役立ち情報をご提供しています。



東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動のホームページでは、東京海上日動マイページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。
※個人のお客様に限りします。

- ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。
また、詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社にご請求ください。
- ※「トータルアシスト住まいの保険」は、住まいの保険および地震保険のペットネームです。
- ※「あんしんフルカバー」は東京海上日動のトータルアシスト住まいの保険(住まいの保険および地震保険)のりそな銀行/埼玉りそな銀行販売用のペットネームです。
- ※「住まいの選べるアシスト特約」は、火災・盗難時再発防止費用補償特約のペットネームです。
- ※「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」は、弁護士費用等補償特約(日常生活)のペットネームです。
- ※申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



<取扱代理店>

株式会社 **りそな銀行**

株式会社 **埼玉りそな銀行**

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

※お問い合わせはジェイアンドエス保険サービス株式会社にて承ります。

東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 〒103-0025

(東京) TEL.03-3668-8070

この保険商品は、株式会社りそな銀行もしくは株式会社埼玉りそな銀行のいずれか1社または両社と、ジェイアンドエス保険サービス株式会社が共同して取扱代理店となります。また、上記に加え他の代理店が共同代理店に追加される場合があります。

<幹事引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区大手町2-6-4

常盤橋タワー 〒100-8050

担当課: 金融法人部営業第一室

TEL: 03-6704-4068



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて地球の安心・安全をひろげます。